当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料（技術提案書以外）を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館８階　電話06―6942―1141㈹）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑭　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : MIZOGUTI Hiroki Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the tunnel of Sin Nagano area of Nojiri in Ono Aburasaka road

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 31 August 2020

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 24 December 2020 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 24 December 2020 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 24 December 2020)

⑹　Contact point for tender documentation : ASADA Mituru the first subsection chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8―586, Japan TEL 06―6942―1141

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））の変更

令和２年７月31日

中日本高速道路株式会社

東京支社長　中井　俊雄

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

令和２年４月15日付けで手続開始の公示を行った「東名高速道路（特定更新等）橋尾高架橋他６橋コンクリート橋補強基本設計」において、参加表明書の提出期限内に表明書の提出がなかったため、参加表明書の提出期限等を延長します。なお、令和２年７月３日、号外政府調達第122号・53ページ２段目にて掲載の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建築工事を除く））の変更」にて行った延長については、取り消しいたします。

１　掲載日　令和２年４月15日（号外政府調達第69号・40～41ページ）

２　延長内容　40ページ３段目　5⑵①「令和２年７月10日（金）まで」を「令和２年10月16日（金）まで」に、40ページ４段目　5⑶①「令和２年５月12日（火）まで」を「令和２年８月18日（火）まで」に、5⑷①「令和２年７月10日（金）まで」を「令和２年10月16日（金）まで」に、41ページ１段目　6⑹「令和２年５月29日（金）」を「令和２年９月４日（金）」に、41ページ２段目　7⑷「4：00 P.M. 12 May 2020」を「4:00 P.M. 18 August 2020」に、7⑸「4：00 P.M. 10 July 2020」を「4:00 P.M. 16 October 2020」にそれぞれ延長いたします。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））の変更

令和２年７月31日

中日本高速道路株式会社

東京支社長　中井　俊雄

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

令和２年４月15日付けで手続開始の公示を行った「東名高速道路（特定更新等）坂部高架橋鋼橋補強基本設計」において、参加表明書の提出期限内に表明書の提出がなかったため、参加表明書の提出期限等を延長します。なお、令和２年７月３日、号外政府調達第122号・53ページ３段目にて掲載の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建築工事を除く））の変更」にて行った延長については、取り消しいたします。

１　掲載日　令和２年４月15日（号外政府調達第69号・41～42ページ）

２　延長内容　41ページ４段目　5⑵①「令和２年７月10日（金）まで」を「令和２年10月16日（金）まで」に、5⑶①「令和２年５月12日（火）まで」を「令和２年８月18日（火）まで」に、42ページ１段目　5⑷①「令和２年７月10日（金）まで」を「令和２年10月16日（金）まで」に、42ページ２段目　6⑹「令和２年５月29日（金）」を「令和２年９月４日（金）」に、7⑷「4：00 P.M. 12 May 2020」を「4：00 P.M. 18 August 2020」に、7⑸「4：00 P.M. 10 July 2020」を「4:00 P.M. 16 October 2020」にそれぞれ延長いたします。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））の変更

令和２年７月31日

中日本高速道路株式会社

東京支社長　中井　俊雄

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

令和２年４月15日付けで手続開始の公示を行った「東名高速道路（特定更新等）佐久米高架橋鋼橋補強基本設計」において、参加表明書の提出期限内に表明書の提出がなかったため、参加表明書の提出期限等を延長します。なお、令和２年７月３日、号外政府調達第122号・53ページ３～４段目にて掲載の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建築工事を除く））の変更」にて行った延長については、取り消しいたします。

１　掲載日　令和２年４月15日（号外政府調達第69号・42～43ページ）

２　延長内容　42ページ４段目　5⑵①「令和２年７月10日（金）まで」を「令和２年10月16日（金）まで」に、43ページ１段目　5⑶①「令和２年５月12日（火）まで」を「令和２年８月18日（火）まで」に、5⑷①「令和２年７月10日（金）まで」を「令和２年10月16日（金）まで」に、43ページ２段目　6⑹「令和２年５月29日（金）」を「令和２年９月４日（金）」に、7⑷「4：00 P.M. 12 May 2020」を「4：00 P.M. 18 August 2020」に、7⑸「4：00 P.M. 10 July 2020」を「4:00 P.M. 16 October 2020」にそれぞれ延長いたします。

資　格

競争参加者の資格に関する公示

令和２年度　新丸山ダム本体建設第１期工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和２年７月31日

中部地方整備局長　堀田　　治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

１　工事名　令和２年度　新丸山ダム本体建設第１期工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

２　工事場所

右岸）岐阜県加茂郡八百津町八百津地先

左岸）岐阜県可児郡御嵩町小和沢地先

３　工事概要　重力式コンクリートダム（堤高Ｈ＝118.4m、堤頂長Ｌ＝340.3m）

ダム土工　堤体基礎掘削670,000㎥、原石山掘削470,000㎥

堤体工　堤体コンクリート240,000㎥、減勢工コンクリート86,000㎥

基礎処理工　コンソリデーショングラウチング4,800m、カーテングラウチング6,300m、リムグラウトトンネル工１式

堤体仮設工１式、減勢工仮設工１式、電気設備仮設工１式、濁水処理設備運転工１式

全体工期　契約締結日の翌日から令和７年３月31日まで（但し、令和３年４月１日までに工事の始期を設定すること。）

本工事は、受注者が全体工期内で工事の始期及び終期を任意に設定することができるフレックス工期を採用した工事である。

工事の始期までの余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。